

研究開発倫理指針
株式会社メルカリ

2019年10月1日 制定
2021年6月15日 改定

前文

「新たなテクノロジーによって、世界中の個人をつなぎ、簡単にモノの売り買いをすることができたら、資源は有効活用され、人々はもっと豊かになるかもしれない」

これは株式会社メルカリ（以下「メルカリ」または「当社」という。）創業者である山田進太郎が設立時に抱いていて、今も当社の根幹にある想いです。限りある資源の循環、価値交換、それらができるだけなめらかに行う。そうしたイノベーションが広く社会の人々との相互作用において実現することを当社は強く意識します。

そして、当社は、その相互作用プロセスの正当性・妥当性・透明性を向上させることにより、社会的要請への応答責任を果たし、倫理的な受容可能性と潜在的な懸念への洞察を深めていきます。

この新しい相互作用を実現する未来のための研究開発を行うのが、当社研究開発組織・研究員の責務です。そして、未来を担う当社の研究者は、その多様性を尊重され、また自主性を重んじられた上で、研究開発活動を行う権利を有しています。同時に、当社設立の背景となった高い社会性への希求を共有し、環境・社会との共生、他者の尊重といった高い倫理性をもった活動を行うことが求められます。

当社研究開発活動がより健全な成長を遂げ、また社会にその価値を還元するために、ここに研究開発倫理指針（以下、「本指針」という。）を定め、全研究者に遵守を求めるものとします。また、当社では、倫理指針に必要な要件は時代とともに移り変わることを踏まえ、国内外の科学技術ガバナンスの議論、責任ある研究・イノベーション（Responsible Research and Innovation: RRI）や倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal, and Social Issues: ELSI）の最新の知見に基づき、本指針を随時更新していくこととします。2021年6月には、本指針の射程を、研究フェーズのみならず、その後の開発フェーズや社会実装フェーズまで見据えたものとするために、「研究倫理」の範囲を拡大し「研究開発倫理」に変更しました。

1. 目的

本指針は、研究開発活動上の基本的な倫理指針を定めることにより、社会からの信頼に裏打ちされた当社研究開発活動の推進が図られるようにすることを目的とする。

具体的には、当社研究開発活動の計画、審査、実施、実装の際の行動規範として、そして、社内研究者が研究開発活動に従事する際の倫理的配慮について理解を深めるための手引として、役立てることを目指したものである。

2. 対象

本指針は、研究者が携わる全ての研究開発活動への適用を前提とする。共同研究等外部研究機関との研究時においても、本指針の遵守は例外ではない。なお、本指針における「研究者」とは、契約形態に問わず当社で研究開発活動に従事する全ての者を指す。

3. 当社の約束

- 1) 当社は、研究開発倫理に係る意識を高め、研究開発活動や研究開発費の取り扱いにおける不正行為を防止するため、また環境・社会への安全性や人命・人権を当然のものとして尊重するため、必要な措置を講じる。
- 2) 当社は、研究開発活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、社内外への説明責任を果たす。

- 3) 当社は、研究開発活動における不適切な行為を見つけた者が、適切に報告することを躊躇しないよう、心理的安全性を常に確保するために、必要な措置を講じる。
- 4) 当社は、研究開発活動及びその成果に由来する、知見、技術ならびに社会との関わりを絶えず想像し、経験から学び、研究開発活動により良い形を提案する。
- 5) 当社は、研究開発倫理審査において本指針を参照しながら審査する。具体的方法は研究開発倫理審査規程に定める。
- 6) 当社は、研究者及び研究開発倫理審査委員会委員に対して、本指針の周知徹底を含む、責任ある研究・イノベーションに取り組むための教育等を実施する。
- 7) 当社は、随時研究開発倫理指針の見直しを行い、必要に応じて更新する。

4. 研究者の約束

不正行為の防止：

研究者は、研究開発活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと、加担しないことはもとより、研究開発、調査データの記録保存や適切な取扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究開発環境の整備に努める。研究開発を指導する立場にある者は、不正行為が行われないよう、指揮下にある研究開発活動及び研究者等の管理、配慮を行う。また、他研究者の不正可能性に気づいた研究者は、滞りなく組織長、社内監査部門または社外監査窓口はその旨を伝える。

研究開発費の適正な使用：

研究者は、研究開発費の使用にあたっては、研究目的を踏まえて必要性を十分に検討し、当社規程及び研究開発費ごとに定められた条件を遵守する。計画当初の想定を超える研究の実施、研究開発費の使用が必要な場合には、滞りなく組織長に報告したうえで、当社研究開発管理規程に定められた研究計画の変更に必要な手続を行う。

契約の遵守：

研究者は、研究開発に関する契約を締結する際は、当社規程に則り契約書に定められた内容を遵守する。また、秘密保持については、規程や契約において特に定めがない場合であっても、研究者は、知り得た情報で守秘義務が発生する場合はこれを遵守する。

利益相反の適正なマネジメント：

研究者は、自らの研究開発活動にあたって、利益相反（責務相反を含む）の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、当社規程に基づき情報公開を行い、適正なマネジメントを行うものとする。

環境・社会への配慮：

研究者は、研究開発実施上、環境・社会に対し有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、核燃料物質、劇毒物、環境汚染物質等を含むがその限りではない）を取り扱う場合には、関連する法令、当社規程、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、必要に応じて社内外の委員会での承認を受ける他、規制当局等その他関係組織への申し出等を怠らない。また、法令、ガイドライン等に触れない場合でも、研究開発計画を実施する上では、有形無形を問わず資源を無駄につかわず、廃棄・エネルギー消費等において効率性の高い研究実施に努める。

研究対象の保護：

研究者は、研究開発に参加・寄与する研究対象の人権と、安全・健康・福祉を尊重し、必要に応じて研究開発の目的や内容、方法、想定されるリスク、個人情報の利用目的を事前に十分に説明するとともに、研究対象の不利益を最小化するように配慮する。

- 人権の尊重：研究者は、研究対象の人格と自由、プライバシーを尊重し、属性や思想・信条に基づいて差別等の不当な扱いを行わない。また、その立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとらない。
- 安全・健康・福祉への配慮：研究者は、人や動物その他を対象とした研究開発においては、研究対象の安全・健康・福祉を最大限に尊重する。関連する法令、当社規程、関連省庁や学会等の指針(ガイドライン)等を遵守し、必要に応じて社内外の委員会での承認を受ける他、規制当局等その他関係組織への申し出等を怠らない。また、少しでも有害となる可能性がある場合には、広く関係者に対して共有を行い、研究対象へのリスクの最小化を図る。
- 個人情報の保護：研究者は、個人情報を扱う場合は、適切な形で入手するとともに、当社規程に基づき適正な取り扱いを行うものとする。

多様なステークホルダーの包摂と熟議：

研究者は、個人の想像力には限界があることを自覚し、ダイバーシティを考慮した多様なステークホルダーとの協業・熟議を通じることで、多角的な問題意識や価値観を取り込み、より幅広い可能性を研究萌芽段階から検討する。そのために、積極的に、多様なステークホルダーに研究開発活動を公表し、関与を働きかけ、ディスカッションの機会を継続的に設けることで、相互に学習・フィードバックを行いつつ、研究開発活動を進めるものとする。

研究成果による潜在的なインパクトの認識と考慮：

研究者は、想定される研究開発成果が社会との相互作用の中で、悪用される可能性も含め、どのような影響を中長期的に引き起こしうるかについての想像力を働かせ、悪い影響を可能な限り予防し、良い影響をより引き出すために、追加で必要となる周辺研究の検討、利用ルールの策定や標準化等を併せて検討するものとする。

研究成果発信とコミュニケーション：

研究者は、多様なステークホルダーとのコミュニケーションを通して、研究開発活動の透明性を向上させるとともに、研究開発の社会的価値を向上させるために、研究開発活動の開始、進捗、成果等について、様々な機会に、様々な形式で積極的に公表することに努めるものとする。また、当然、研究者は当社社員に対しても、研究開発成果を分かりやすく伝達する。

- 論文：研究者は、研究開発成果発表時に、科学的妥当性および論拠の信頼性確保には十分に留意する。また、他の研究者の研究開発成果からの引用においては、その先行性・独自性を尊重して、適切且つ十分な引用を行うものとする。共同研究者がいる場合の発表（研究発表を含む）についても、著者チーム全体が合意した状態で行うものとする。
- PR：メディアを通じて間接的・直接的に研究開発活動を社会に公表することは、社会との対話の第一歩になる。研究者は、非専門家に分かりやすく説明すること、及び、科学的に妥当な説明をすることについての両立に努めるものとする。特に、誤解を招くような表現の誇張に留意する。

その他：

研究者は、本指針の他、当社倫理規程を遵守する。

附則

本指針は、2019年10月1日から施行する。

本指針は、2021年6月15日から施行する。（改定日：2021年6月15日）